

2020年10月8日
(公財)日本セーリング連盟
外洋安全委員会

「2020 秋の安全週間」

下記の通り、「2020 秋の安全週間」を実施します。コロナ禍によるレースやイベントの中止期間が長く続きましたが、夏以降各地でレースが再開されはじめています。この機会に、艇や装備品の点検整備、事故を防ぐ為あるいは事故発生後の対応訓練を実施しましょう！

期 間 : 2020年10月17日(土) ~ 25日(日)

主テーマ: 「落水防止・落水救助」「まめな点検整備」

・安全週間期間中に、艇や装備の「点検・整備」、実践の「訓練」を実施しましょう！

1. 「落水防止・落水救助」

落水救助訓練も重要ですが落水しない(落水防止)策を練りましょう！

事故が起きた場合の対応(落水救助)に加え、事故を防ぐための(落水防止)方法や装備の学習や訓練を実施しましょう！

落水救助訓練を見学しただけでは訓練したことにはなりません。「訓練」は「自ら実践」しなければ「訓練」ではありません。

2. 「まめな点検整備」

構造物や装備、艀装、備品などの点検整備をまめに行い常に使える状態にしましょう！

装備品は必要な時にきちんと作動・機能しなければ意味がありません！

===== 【事故報告】対応のお願い =====

WORLD SAILING 規程 38 に従い、日本国内では 2019 年 4 月より**事故報告が義務**づけられました。

- ・JSAF への**事故報告は事故者本人ではなく加盟団体・特別加盟団体**となります。
- ・**事故発生(認識)時は即日に速報報告**が求められています。現状、この速報報告が遅れている場合が目立っています。レース主催時などは速やかに事故報告ができる体制の準備もお願いします。
- ・**報告対象となる事故の詳細および「事故報告様式(速報)」**は JSAF ホームページ総務委員会ページ: 右側バナー[**JSAF 事故報告様式(docx ファイル)**]からダウンロードできます。<https://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/soumu>



事故報告提出専用メールアドレス: jiko_hiukoku@jsaf.or.jp

事故報告体制構築の件

1. 体制構築趣旨

WS 規程 38 に定められた連盟の義務を履行するため、関係規則を改定し、加盟・特別加盟団体からの事故報告体制を構築します。また、加盟・特別加盟団に対して、事故報告から学んだ安全処置を共有することで、事故の再発を極小化します。

2. 加盟団体・特別加盟団体の報告の義務化とフィードバック

- (1) 原則として、WS 規程 38 に定める MNA が報告義務を負う事故以外についても、連盟への報告を求めることとします。報告の対象となる事故詳細は、下記 3、4 参照。WS への報告の要否は、常任委員会、理事会にて判断します。
- (2) 提出された報告事項は、関係委員会（レース委員会、普及指導委員会、外洋安全委員会、等）が実施する講習会での事例紹介、及び全加盟・特別加盟団体への文書通知等により、フィードバックを行います。

3. 報告の対象となる事故

- (1) 対象となる場面：大会期間中および大会期間中以外（練習や回航中を含む）に発生した事故。
- (2) 対象となる人および艇：
 - 人身事故= J S A F 会員。大会期間中は、会員以外も含めた乗員および大会運営要員。（下部団体に所属する J S A F 会員の事故を含む）
 - 物損事故= J S A F 登録艇および関連艇（大会運営艇、救助艇やコーチ艇など）。大会期間中は大会に参加している J S A F 非登録艇も含む。
- (3) 対象となる事象：以下表の事故事象を報告対象とする。

人身事故	a. 死亡	
	b. 行方不明	
	c. 後遺障害	
	d. ①救急車で搬送された場合 ②入院した場合 ③手術した場合 ④骨折、脱臼した場合(腱・靭帯損傷を含む) ⑤脳振盪 ⑥医療機関で対応が必要な場合(熱中症、低体温症を含む)	
	e. 【外洋艇のみ】乗員が落水した場合（医療機関での処置がなされなかった場合も含む）	
物損事故	関連艇	f. 外部援助による救助がなされた場合（沈没、乗り上げ、曳航など）
	外洋艇	f. 外部援助による救助がなされた場合（沈没、乗り上げ、曳航など）
		g. 通常の帆走航行ができなくなった場合（ディスマスト、操舵装置の破損など）

4. 事故報告体制運用開始にあたっての個人情報取り扱い

- (1) 今回の事故報告体制構築は、上記 2. に記載する目的を第一義としていることから、実際の事故報告における個人情報については、WS 規程 38 に定める下記 (a) (b) (c) のすべてに該当する場合を除き、事故報告を行う JSAF 加盟団体に対して、個人情報の提供を求めないこととする。
 - (a) RRS を適用するイベントにおいて発生した事故
 - (b) MNA、WS 艇種別協会の管轄内で発生した事故

- (c) WS 理事会により設定された事故報告システムで対象とする事故
- (2) 具体的な事故報告における個人情報の提供の要否は、下表の通りとする。

	個人情報報告の要否
大会期間中	要
上記以外	否

上表に定める「大会」は、上記(1)(a)(b)(c)の全てに該当する場合に限る。

5. 報告者および報告期限

- (1) 報告者：J S A F加盟団体および特別加盟団体
- (2) 報告期限：速報報告=事故発生即日。詳細報告=事故発生から20日以内。
- (3) 報告先：ディンギー系=普及指導委員会。外洋系=外洋安全委員会。

6. 添付資料

事故報告様式(速報)：事故報告の際、本様式にて報告いただきます。

以上

添付資料

事故報告書（速報）

No	項目	報告内容	備考（記入例）
1	報告者		報告団体名／報告者氏名・メールアドレス・携帯電話番号 *以降の連絡先が当報告者と異なる場合は以降の連絡責任者の氏名・メールアドレス・携帯電話番号
2	事故発生日時		
3	事故発生場所		(××沖南西へ3マイル、緯度経度、など)
4	事故者名		(複数の場合は全氏名、艇名) 人身事故：事故者氏名・年齢・性別 物損事故：事故艇名・艇長氏名
5	事故の事象		(複数の場合はそれぞれの事象) 人身事故：報告対象事象 a～e のいずれかを記載*d. の場合は具体的な傷病名や症状 物損事故：報告対象事象 f. g のいずれか*具体的な事故の種類

【報告事項及び報告先】

1. 人身事故

No	項目	備考
'a	死亡	
'b	行方不明	
'c	後遺障害	
'd	① 救急車で搬送された場合	
'd	② 入院した場合	
'd	③ 手術した場合	
'd	④ 骨折、脱臼した場合（腱・靭帯損傷を含む）	
'd	⑤ 脳振盪	
'd	⑥ 医療機関で対応が必要な場合	熱中症、低体温症を含む
'e	乗員が落水した場合	医療機関での処置がなされなかった場合も含む【外洋艇のみ】

2. 物損事故

'f	外部援助による救助がなされた場合	沈没、乗り上げ、曳航など
'g	通常の帆走航行ができなくなった場合	ディスマスト、操舵装置の破損など

3. 報告先

ディンギー	JSAF 普及指導委員会
外洋艇	JSAF 外洋安全委員会